



おぜき栄子  
TEL  
090-8004-0577



鳥井やすこ  
TEL  
090-1690-5106

日本共産党市議団

# にこっと通信

無料法律相談会毎月第1火曜日

相談される方は事前に事務所へ連絡をして下さい。

## 第147号

2021年9月5日(日)

足利市田中町789  
第3石川ビル3階

TEL 72-7848  
FAX 71-8392

## 新型コロナウイルス感染拡大による支援策特集版

対象となる方は問い合わせ先にご連絡をいただくか、市議団までご連絡をいただければ申請のお手伝いをいたします。

### 各種給付金等に関すること「もらえる」

現在の状況	支援策名称	内容	お問い合わせ先
仕事を休む方	傷病手当金 国民健康保険 後期高齢者医療保険	新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状があり感染が疑われる方で、療養のため会社等を休み、その間の給与の支払いを受けられない場合、休業4日目以降の所得保障を行います。	足利市保険年金課 国保 0284-20-2147 後期高齢者 0284-20-2184 ※上記以外の健康保険に加入の方は、加入する健康保険の保険者に問い合わせください。
	休業手当	会社に責任のある理由で労働者を休業させた場合、会社は、休業期間中に休業手当（平均賃金の6割以上）を支払う必要があります。	特別相談窓口（足利市労働基準監督署） 0284-41-1188
	小学校休業等対応支援金	小学校等が臨時休業等した場合等に、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999
離職・収入減で住居を失った・失う恐れがある方	住居確保給付金	収入、資産が基準額以下である方を対象に、一定期間（原則3か月）、家賃相当額（但し、上限あり）を貸主または不動産業者等の口座へ直接振り込みます。（代理納付）  →関連支援策：住宅困窮者への支援	足利市社会福祉課 0284-20-2269
新成人の方	成人式レンタル衣装キャンセル料助成金	令和3年足利市成人式を延期したことにより、成人式で着用するレンタル衣装のキャンセルに伴う費用負担が発生した新成人の方等に対し、レンタル衣装キャンセル料助成金を交付	青少年センター 0284-20-2227
高齢者施設に入所を予定している方	高齢者施設新規入所予定者PCR検査等費用助成事業	入所前にPCR検査等を希望する方に対して、検査費用を一部助成します。	元気高齢課 0284-20-2270

### 融資等に関すること「かりる」

現在の状況	支援策名称	内容	お問い合わせ先
生活資金で困っている方	緊急小口資金・総合支援資金	休業（緊急小口資金）や失業等（総合支援資金）により生活資金でお悩みの方々へ、特例貸付を実施しています。	【問い合わせ】 相談コールセンター 0120-46-1999  【ご相談・お申し込み】 足利市社会福祉協議会 0284-44-0322
	勤労者生活資金	【一般勤労者向け】 貸付対象者または家族のための生活資金 限度額 100万円（※教育資金は200万円が限度）  【失業者向け】 1満65歳未満で世帯の生計を支えている2企業倒産等による失業で現に求職活動中である3離職後1年以内で県内に1年以上居住している4保証協会の保証が得られるをすべて満たす者 限度額100万円	中央労働金庫足利支店 0284-73-0051  繋がらないときは 足利労政事務所 0284-41-1241
ひとり親の方	母子父子寡婦福祉資金の貸付	就業環境に影響を受けるひとり親家庭等への貸付の実施。	足利市児童家庭課 0284-20-2251
就学等で困っている方	足利市奨学資金 貸与制度	現在、大学や高等学校等に在学しているか、これから入学しようとする方で、経済的な理由で修学することが困難な方に、奨学資金をお貸しします。	足利市教育総務課 0284-20-2216

### そのほか

現在の状況	支援策名称	内容	お問い合わせ先
解雇等により住宅の退去を求められている方	住宅困窮者への支援	市営住宅を一定の期間、目的外使用として提供 使用料 5,000円/月(光熱水費、共益費、駐車場使用料等は別途必要)	建築住宅課 0284-20-2198



## 支払い猶予・免除に関すること「まってもらう」

現在の状況	支援策名称	内容	お問い合わせ先
税金等の支払いが難しい方	国税の納付の猶予制度	新型コロナウイルスの影響により税金を一時に納付することが困難な場合、	足利税務署 0284-41-3151
	県税の納付の猶予制度	地方税法等の一部改正により、徴収猶予の特例制度を受けることができる場合があります。	安足県税事務所 0283-23-1411
	市税の納付の猶予制度		足利市納税課 0284-20-2125
国民年金保険料の支払いが難しい方	国民健康保険税の減免	世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、対象要件に該当する世帯は、申請により免除または減額となる場合があります。	保険年金課 0284-20-2147
保険料の支払いが難しい方	後期高齢者医療保険料減免	世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により、対象要件に該当する方は、申請により免除または減額となる場合があります。	保険年金課 0284-20-2184
	介護保険料の減免	主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響により、対象要件に該当する方は、申請により免除または減額となる場合があります。	元気高齢課 0284-20-2136
公営住宅の家賃の支払いが難しい方	公営住宅家賃等の徴収猶予	一時的に公営住宅家賃及び駐車場代の支払いが困難な入居者の方に対しての猶予（最長で3か月分）	足利市上下水道お客様センター 0284-22-7921
公共料金の支払いが難しい方	水道料金・下水道使用料等の支払い猶予	一時的に水道料金・下水道使用料等のお支払いが困難な方への支払いの猶予（最長で4か月）	足利市上下水道お客様センター 0284-22-7921
	電気、ガス、NHK、固定電話、携帯電話の使用料猶予		それぞれの窓口
介護認定の更新が必要な方	要介護認定の臨時的な取扱い	1 または 2 に該当する場合、要介護・要支援認定有効期間が従来の期限から最大で12月間延長できます。 1 介護保険施設や病院等において、入所者等との面会を禁止する等の措置がとられ、当該施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合 2 上記1以外で、感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合	足利市元気高齢課 0284-20-2139
国民健康保険被保険者資格証明書を使用している方	被保険者資格証明書の窓口負担軽減	令和2年12月以降、発熱等の症状で「診療・検査医療機関」や保険薬局を受診する際には、被保険者資格証明書を提示することで、被保険者証を提示した場合と同様の窓口負担割合（2割または3割）で受診することができます。	保険年金課 0284-20-2147

## 事業所に対する支援・各種給付金等に関すること「もらえる」

現在の状況	支援策名称	内容	お問い合わせ先
緊急事態宣言・まん延防止等重点措置の影響により売上が減少した	月次支援金	2021年4月以降に、緊急事態宣言またはまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受け、2019年または2020年の同月比で、売上が50%以上減少している事業者が対象（その他給付要件あり） 【上限額】個人事業主等は10万円/月、中小法人等は20万円/月	月次支援金事務局相談窓口 0120-211-240 03-6629-0479(IP電話等の場合)
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、売上が減少した	栃木県地域企業応援一時金	2021年4月または5月の売上高が、2019年または2020年同月比で50%以上減少している事業者が対象（その他給付要件あり） 月次支援金との併用不可 【上限額】個人事業主等は10万円、中小法人等は20万円	栃木県地域企業応援一時金サポートセンター 028-666-7111
売上が減少してリース料の支払いが経費を圧迫している	足利市中小企業等リース経費支援補助金	市内に事業所を有する中小企業者（建設業及び製造業）の売上が減少している場合、事業用設備等のリース料を補助 最大10万円（対象経費の1/2）	足利市工業振興課 0284-20-2110
従業員に休業手当を支払う	雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）	休業手当等助成：上限額15,000円（1日1人当たり） ※教育訓練実施の場合、1人当たり最大2,400円加算。	ハローワーク足利 0284-41-3178 厚生労働省栃木労働局助成金事務センター 028-614-2263
	足利市雇用対策支援金	雇用調整助成金を利用した場合 1事業者10万円	足利市商業振興課 0284-20-2158
女性従業員が妊娠中で休暇を取得させる	母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	1～3を満たす事業主 1 医師等の指導により休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を整備し、 2 内容を労働者に周知 3 この休暇を合計して5日以上取得させた対象労働者1人あたり 有給休暇計5日以上 20日未満：25万円 ※1事業所あたり20人まで 以降20日ごとに15万円加算 （上限額：100万円）	栃木県労働局 雇用環境・均等室 028-633-2795
社会保険料等の支払いが難しい	厚生年金保険料等の猶予制度	いずれかに該当する方 ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと ③事業を廃止し、または休止したこと ④事業について目立つ損失を受けたこと	栃木年金事務所 0282-22-4131 太田年金事務所 0276-49-3716 桐生年金事務所 0277-44-2311
税金等の申告が難しい	法人市民税の申告・納付期限の延長	申請により期限の個別延長が認められます。	足利市税務課 0284-20-2121